

水質汚濁防止法に基づく 届出について

佐賀市
2014年3月

目 次

I	特定施設等設置等の届出	1
	(1) 届出の義務	1
	(2) 届出の方法	4
	(3) 届出等に係る罰則等	6
	(4) 届出様式の記入例	8
	①第5条第1項の規定（有害物質使用なし）による設置届例	8
	②第5条第1項の規定による有害物質使用特定施設の設置届例	29
	③第5条第3項の規定による有害物質貯蔵施設の設置届例	34
	④氏名等変更届例	40
	⑤特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届例	42
	⑥承継届例	44
	⑦実施制限期間短縮願の例	46
II	特定施設	48
III	有害物質貯蔵指定施設	56

I 特定施設等設置等の届出

(1) 届出の義務

水質汚濁防止法では、工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者、工場又は事業場から地下に特定地下浸透水を浸透させる者が、特定施設(P.48～P.54表4)の設置等をしようとするときは、所定の事項を佐賀市長に届け出なければなりません。(法第5条第1項、第2項)

また、平成24年6月以降は、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設(P.55)の設置等をしようとするときも、公共用水域への水の排出の有無に関わらず同様に届出が必要となりました。(法第5条第3項)

これらの届出は当該工場・事業場の規模、排出水量にかかわらず届け出る必要があります。

なお、それぞれの届出には、提出期限がありますので注意してください。

※特例市移行に伴い、平成26年4月1日から、佐賀市内の事業場については、届出先が佐賀県から佐賀市へ変更になりました。

※ 雨水も含め公共用水域に一切排水を排出しない工場・事業場の例としては、合流式下水道に接続する工場・事業場が考えられますが、佐賀市内の公共下水道は、すべて分流式下水道であるため、特定施設(有害物質使用特定施設)を設置する際には、必ず水質汚濁防止法第5条第1項に基づく届出が必要です。よって、佐賀市では、改正法(平成24年6月1日施行)の施行前でも有害物質使用特定施設については、法第5条第1項に基づく届出が必要でしたが、平成24年の法改正により、それまで届出の必要がなかった有害物質貯蔵指定施設についても、法第5条第3項に基づく届出が必要となりました。

表 1 特定施設等に関する届出の種類一覧

届出の種類	届出を必要とする場合	根拠条文	届出書様式	届出の時期
設 置 届	特定施設（有害物質使用特定施設）を設置し、公共用水域に水を排出しようとする場合	法第 5 条 第 1 項	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出書（様式第 1）	工事着手予定日の 60 日前まで
	有害物質使用特定施設を設置し、地下に汚水等を含む水を浸透させる場合	法第 5 条 第 2 項		
	有害物質貯蔵特定施設を設置しようとする者	法第 5 条 第 3 項		
使 用 届	特定施設等が追加指定された場合（既存の施設が特定施設となった場合）	法第 6 条	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用届出書（様式第 1）	特定施設となった 日から 30 日以内
構 造 等 変 更 届	特定施設等の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統を変更する場合	法第 7 条	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）変更届出書（様式第 1）	工事着手予定日の 60 日前まで
氏 名 等 変 更 届	氏名、名称、所在地（住居表示）等を変更した場合	法第 10 条	氏 名 等 変 更 届 出 書（様式第 5）	変更した日から 30 日以内
使 用 廃 止 届	特定施設等の使用を廃止した場合	法第 10 条	特 定 施 設（有害物質貯蔵指定施設）使 用 廃 止 届 出 書（様式第 6）	廃止した日から 30 日以内
承 継 届	特定施設等を譲り受け、借り受けた場合、または相続、合併、分割等があった場合	法第 11 条	承 継 届 出 書（様式第 7）	承継があった日か ら 30 日以内

○「特定施設等の設置」には、

- ① 新たに特定施設を設置する場合（他で使用されていたものを購入して据え付ける場合を含む）
- ② 既存の一般施設を改造又は用途変更して新たに特定施設とする場合
- ③ 特定施設の移転（移転前の場所については廃止届、同一事業場内での移設については構造等の変更届）、増設、更新した場合
- ④ 特定施設の種類が変わる（業種をまたがる施設の転用又は兼用など）場合などが該当します。

○「特定施設等の構造等の変更」には、

- ① 特定施設等の規模の変更の場合
- ② 特定施設等自体には手を加えないで、単に、原材料を変えるとか、運転方法を変更する場合
- ③ 污水处理施設の改善の場合
- ④ 污水处理施設自体には手を加えないで、中和剤の種類を変えたり、使用する薬剤の混入率を変えたりする場合
- ⑤ 届出様式第1別紙4により届け出られた排水口毎の種類・項目の変更の場合などが該当します。

○「氏名等変更」には、

- ① 改姓、改名
- ② 事業場の名称の変更
- ③ 特定事業場とは別にある本社の移転、法人の名称、法人代表者の変更などが該当します。承継との違いに注意してください。

○「使用廃止」には、当該特定施設等の使用を永久に停止したときや、当該特定施設等の用途変更によりその種類を変更した場合も含まれます。

○「承継」には、個人から法人化した場合も含まれます。

(2) 届出の方法

① 佐賀市環境保全課（旧清掃センター2階）へ届出書を提出

(ア) 特定施設の確認

P. 48～54 表 4 の特定施設一覧表で届出の必要な施設を確認します。

施設は、業種毎に規定されているものが大部分ですが、1つの事業の中に2つ以上の異なる業種が該当する場合があります。

また、「66. 電気めつき施設」など業種に関係なく規定されている施設もあります。

詳しくは、受付窓口となる佐賀市環境保全課にお尋ねください。

(イ) 届出書の作成

届出書は届出者の控えを含めて、2部作成します。様式は当市ホームページに掲載しております。必要な添付書類については、P. 7 表 3（提出書類一覧）を参考にしてください。

(ウ) 届出書の提出先

作成した2部を佐賀市環境保全課（旧清掃センター2階）に持参し、2部とも提出します。

1部は、届出者の控えとして受付印を押印後お返ししますので、大切に保管してください。

※ 設置届出、構造等変更届出の実施制限の期間短縮については、必要に応じて申し出てください。

② 審査（設置届出、構造等変更届出）

(ア) 受付：記入もれ、記入誤り、添付図面など形式的なチェックをしたうえで受付を行います。原則、書面の訂正など書類が完備した時点が、届出書の提出日となります。

(イ) 内容審査：特定施設の構造・処理能力や処理方法、排出水の水質などを審査し、必要に応じて、問合せ、調査、修正指導を行います。

(ウ) 受理書交付：内容審査により問題がなければ、受理書を交付します。この受理書は提出した届出書の控えとともに大切に保管してください。

③ 届出時、届出後の注意（設置届出、構造等変更届出）

(ア) 計画変更命令等（法第8条）

届出に係る計画で、内容審査の結果、排出水が排水基準に適合しないと認めるとき、特定地下浸透水が有害物質を含むものとして定められた要件に該当すると認めるとき、又は構造等に関する基準を遵守していないと認められる場合は、計画の変更（計画の廃止を含む）を届出者に命ずる場合があります。

※「適合しないと認めるとき」とは、

- ・ 届出に係る排出水の汚染状態が排水基準に適合しない場合
- ・ 特定施設の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法等からみて、排水基準を遵守することが困難であると認められる場合
- ・ 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務に規定する有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準に適合していないと認められる場合です。

(イ) 実施の制限（法第9条）

届出が受理された日（受理書に記載）から（受理日の翌日を1日目と数えます。）60日を経過した後でなければ工事等に着手してはいけません。

排水規制などを満足し、かつ、早期に工事等に着手したい場合は実施制限の期間短縮を申し出てください。

(3) 届出等に係る罰則等

佐賀市環境保全課から指導を受けながら、いつまでも定められた届出をせず、又は虚偽の届出をした場合など、悪質なケースでは下記のとおり罰則が適用されます。

表 2 届出等に係る罰則

適用	罰則	
計画変更命令又は改善命令に違反した場合	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	30 条
地下水の水質の浄化に係る措置命令等に違反した場合		
排水基準に違反した場合	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (過失：3 月以下の禁錮 又は 30 万円以下の罰金)	31 条
事故時の応急措置命令に違反した場合		
緊急時の措置命令に違反した場合		
特定施設の設置届出、構造等変更届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	法 3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	32 条
特定施設の使用届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	30 万円以下の罰金	33 条
工事の実施制限に違反した場合		
排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者で、排出水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定結果について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合		
報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は立ち入り検査を拒み妨げ忌避した場合		
氏名等の変更届、施設の廃止届、承継届をしなかったり、虚偽の届出をした場合	10 万円以下の過料	35 条

表3 提出書類一覧（チェック表）

◎：必須 ○：必要に応じて添付 -：不要

施設の種類	項目	設置	使用	構造変更	
特定施設	別紙1 特定施設の構造	◎	◎	○	
	別紙1-1 工場・事業場の概要	◎	◎	◎	
	別紙1-2 特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る)	◎	◎	○	
	別紙2 特定施設の使用の方法	◎	◎	○	
	別紙3 汚水等の処理の方法	◎	◎	○	
	別紙4 排出水の汚染状態及び量	◎	◎	○	
	別紙5 排出水の排出系統別の汚染状態及び量	-	-	-	
	別紙6 排出水に係る用水及び排水の系統	◎	◎	○	
有害物質貯蔵指定施設	別紙12 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造	◎	◎	○	
	別紙13 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備	◎	◎	○	
	別紙14 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法	◎	◎	○	
	別紙15 用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）	◎	◎	○	
共通書類	添付書類	工場又は事業場の周辺の見取り図	◎	◎	○
		工場又は事業場の敷地内の配置図	◎	◎	○
		特定施設の構造概要図	◎	◎	○
		汚水処理施設の構造概要図	◎	◎	○
		操業の系統の概要図	◎	◎	○
		汚水等の処理の系統図	◎	◎	○
	汚水等の集水及び導水の方法	◎	◎	○	
実施制限期間短縮願	○	-	○		

※本市には総量規制の指定地域は現在ないため、別紙5は不要です。

(4) 届出様式の記入例

① 第5条第1項の規定（有害物質使用なし）による設置届例

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）設置（~~使用、変更~~）届出書

年 月 日

佐賀市長 **秀島 敏行** 殿

届出者

〇〇市〇〇町1-1

氏名又は名称及び住所

□□株式会社

並びに法人にあっては

代表取締役 **佐賀 太郎** 印

その代表者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	□□株式会社佐賀工場			
工場又は事業場の所在地	△△市〇〇町2-2		※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種別	10-□ 洗浄施設(3基) 72 し尿処理施設		※施設番号
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 □ 無 □		※審査結果
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。		※備考
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種別			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

[記入上の注意]

特定施設等（有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を含む。以下同じ。）を設置する場合、法改正等により既に設置された施設が特定施設に指定された場合又は施設の構造等を変更する場合に届け出ます。

特定施設を設置する場合又は施設の構造等を変更する場合は、その行為を行う 60 日前までに、既に設置された施設が特定施設等に指定されたときは指定後 30 日以内に届け出なければなりません。

届出の種類、該当条項

届出の内容により、不要な部分を二重線で抹消してください。

届出年月日

佐賀市環境保全課へ届出書を提出する日付を記入してください。

届出者

個人営業にあつては、営業者の住所・氏名等を記入し、押印してください。

法人の場合は、法人名・本社の所在地・代表者氏名等を記入し、代表者印を押印してください。代表権を有しない者（工場長等）が届け出する場合は、予め権限を委任する旨の代表者の委任状が必要となります。

工場又は事業場の名称

当該届出に係る工場又は事業場の名称を記入してください。

工場又は事業場の所在地

当該届出に係る工場又は事業場の所在地を記入してください。

特定施設の種類

当該届出に係る特定施設の種類を、令別表第 1（P.48～P.54 表 4）に掲げる号番号及び名称から選んで記入してください。

複数の業種を兼ねる事業場の場合は、該当するもの全てを記入してください。

変更届の場合は、該当する特定施設の種類を記入してください。

特定施設の構造

施設毎に記入してください。
3施設以上ある場合はもう1枚
必要です。

工場又は事業場における施設番号	A-1.2.3	E-1
特定施設番号番号及び名称	10-口 洗浄施設(3基)	72 し尿処理施設
型式	××社製△△型	〇〇社製PU20-3000
構造	ステンレス製	FRP製
主要寸法	別図〇〇のとおり	別図〇〇のとおり
能力	〇〇本/日 1基	し尿等 50m³/日 600人槽 BOD値 200mg/L → 20mg/L
配置	別図〇〇のとおり	別図〇〇のとおり
設置年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
工事着手予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項	別紙1-1(工場・事業場の概要)のとおり	

カタログ・仕様書等を添付してください。
なければ写真でも結構です。

未設置の場合は、
ここは空欄にしま
す。(通常空欄)

既に設置してある場合
は、設置年月日を記入
し、ここは空欄にしま
す。

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

[記入上の注意]

工場及び事業場における特定施設の番号

工場内で番号を付けている場合、その施設番号を記入し、なければ通し番号を付け、その番号ごとに記入してください。また、添付すべき特定施設内の配置図にそれぞれ対応する施設番号、通し番号を記入してください。

なお、同一構造の施設が複数設置されている場合は、まとめて記入して構いません。

特定施設号番号及び名称

当該届出に係る特定施設の号番号及び名称を、令別表第1（表1-3-1）から選んで記入してください。

また、同一構造の施設が複数設置されている場合は、その数も記入してください。

特定施設の型式

当該届出に係る特定施設のメーカー名、呼称、型式、年式、形状等を記入してください。

特定施設の構造

当該届出に係る特定施設の主な部分の構造を記入し、構造図又はカタログを添付してください。

特定施設の主要寸法

当該届出に係る特定施設の大きさ、容量等を単位付きで記入してください。

特定施設の能力

当該届出に係る特定施設の時間当たり又は1日当たりの原材料処理能力、生産能力等を重量、数、容積等により記入してください。

配置

当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載した配置図等を添付してください。

設置年月日

使用届の場合、当該届出に係る特定施設の設置年月日を記入してください。

特定施設の設置の届出及び特定施設の構造等の変更の届出の場合には、記入不要です。

着手予定年月日、完成予定年月日、使用開始予定年月日

設置届又は構造等変更届の場合、当該届出に係る特定施設の着手、完成、使用開始のそれぞれの予定日を記入してください。

なお、届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法を変更できません。

その他参考となるべき事項

別紙 1 - 1 (工場・事業場の概要) に記入してください。

※ 構造等変更届にあつては、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対照できるようにしてください。(別紙 1 の左列に変更前、右列に変更後の内容を記載するなど。特定施設等の配置図は変更前と変更後を別図にするなど)

工場・事業場の概要

名 称	□□株式会社 佐賀工場		
所 在 地	〒840-1234 △△市〇〇町2-2		
担 当 者 所 属 ・ 氏 名	〇〇課 △△ □□	電 話	0952-25-1111 FAX 0952-25-7783
創 業 年 月 日	△△年△△月△△日	資 本 金	1.000 千円
操業開始年月日	□□年□□月□□日	従業員数	500 人
敷 地 面 積	1.000 m ²	建屋面積	500 m ²
業 務 の 種 類	× × 業	(日本産業分類	〇〇〇〇)
業 務 の 概 要 ・ 製 造 業 等 主な生産品及び 生産量・生産額 (月又は年平均) ・ サ ー ビ ス 業 等 施設規模・定員 利用者数等 (月又は年平均)	品 名	数 量	生 産 額
	○ ○	100+ / 月	3.000千円 / 月
	△ △	50万個 / 月	2.000千円 / 月
	× ×	30万ケース / 月	1.000千円 / 月
総 取 水 (使 用) 量	400 m ³ / 日	総 排 水 量	250 m ³ / 日
排 水 口 の 数 (雨水を含む)	4 ヶ所	排 出 先 河川等	〇〇川
今 回 の 届 出 概 要	<p style="text-align: center;">特定施設の増設</p> <p>届出時現在の排水処理施設 (活性汚泥処理施設)</p>		

個人など
資本金が
ない場合
は、空欄
にします。

[記入上の注意]

名称 当該届出に係る工場又は事業場の名称を記入してください。

所在地 当該届出に係る工場又は事業場の所在地を記入してください。

担当者 直接の担当部署、担当者名、連絡先を記載してください。

創業年月日、資本金、操業開始年月日、従業員数

創業年月日・・・事業を行う会社等を設立した年月日を記入ください。

資本金・・・現在の資本金額を記入ください。

操業開始年月日・・・当該事業場の操業開始年月日を記入してください。

従業員数・・・当該事業場に係る現在の従業員数を記入してください。

敷地面積、建屋面積

敷地面積、建屋面積を記入してください。

業務の種類

業務の種類および、現行の日本標準産業分類の細分類番号を記入してください。

業務の概要

製造・加工の製品のうち主要なものを記入。

サービス業などの場合は、業務の規模がわかるように記入。

総取水量、総排水量

総取水量・・・雨水を除いた総取水量を記入ください。

総排水量・・・雨水及び下水道に排水する水量を除いた一日の平均的な排水量を記入してください。

※ 総排水量を変更する場合は、変更前と変更後の水量をそれぞれわかるように記載してください。

排水口の数、排出先河川等

排水口の数（下水道接続口は除く）、排出先河川名等を記入してください。

今回の届出概要

設置又は構造等の変更の概要の説明を記入してください。

例) 特定施設 (66) を 2 基追加設置

下水道接続による排水経路の変更

特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号	A-1.2.3		E-1		
特定施設番号及び名称	10-ロ 洗浄施設(3基)		72 し尿処理施設		
設置場所	別図〇〇のとおり		別図〇〇のとおり		
操業の系統	別図〇〇のとおり		別図〇〇のとおり		
使用時間間隔	午前8時～午後5時		連続		
1日当たりの使用時間	3時間		24時間		
使用の季節的変動	9月～3月まで使用		なし		
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	10% NaOH 液 NaOH 液は循環使用 〇〇L/日使用 9月～3月使用		塩素消毒剤 ××kg/日		
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	11	11	6	7.4
	BOD	300	400	15	20
	SS	800	1,000	15	20
	T-N	25	50	20	30
	T-P	3	6	2	3
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	210	250	40	50	
その他参考となるべき事項	有害物質使用無し		有害物質使用無し		

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

[記入上の注意]

工場又は事業場における施設の番号、特定施設号番号及び名称

(別紙1)に同じ。

設置場所

当該届出に係る工場又は事業場に係る付近の案内図及び全体の配置図を添付し、特定施設の設置場所を明示してください。

操業の系統

当該届出に係る特定施設を含む操業系統（フローシート）を明示してください。

使用時間間隔

当該届出に係る特定施設を継続的に使用する場合、その時間間隔を記入してください。

1日当たりの使用時間

当該届出に係る特定施設の通常の状態における使用開始時刻、終了時刻及び実使用時間を記入してください。

使用の季節的変動

当該届出に係る特定施設の使用において季節変動がある場合、その状況を記入してください。

原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量

当該届出に係る特定施設を含む作業工程において使用する、全ての原材料（消耗資材を含む。）の種類、具体的な使用方法及び1日当たりの平均使用量を記入し、必要に応じてMSDS（化学物質安全性データシート）を添付してください。

汚水等の汚染状態

水質汚濁防止法施行令により、排水基準が定められている有害物質及び生活環境項目のうち、使用されている原材料、使用薬品の成分等を考慮して、当該届出に係る特定施設からは排出される汚水又は廃液に含まれているものについて、通常値及び最大値を記入してください。

なお、ここに記入すべき汚染状態を表す項目には、その汚水又は廃液が処分されるか否か、又は循環使用されるか否かにかかわらず記入してください。

汚水等の量

当該届出に係る特定施設から排出される汚水又は廃液の量で、1日当たりの通常量及び最大量を記入してください。

なお、ここに記入すべき量には、その汚水又は廃液が処理されるか否か、又は循環使用されるか否かにかかわらず、全量を記入してください。

その他参考となるべき事項

当該届出に係る特定施設において、製造・使用・処理している有害物質等について記入し、必要に応じてMSDSを添付してください。

※ 構造等変更届にあつては、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対照できるようにしてください。(別紙2の左列に変更前、右列に変更後の内容を記載するなど。)

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号		B-1				E-1			
処理施設の設置場所		別図〇〇のとおり				別図〇〇のとおり			
設置年月日		〇〇年〇〇月〇〇日				〇〇年〇〇月〇〇日			
工事着手予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日				〇〇年〇〇月〇〇日			
工事完成予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日				〇〇年〇〇月〇〇日			
使用開始予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日				〇〇年〇〇月〇〇日			
種類及び型式		活性汚泥処理施設				〇〇社製PU20-3000			
構造		鉄筋コンクリート製				FRP製			
主要寸法		別図〇〇のとおり				別図〇〇のとおり			
能力		500m ³ /日 BOD 800 → 30 mg/L				58m ³ /日 BOD 200 → 20 mg/L			
処理の方式		活性汚泥				接触曝気方式			
処理の系統		別図〇〇のとおり				別図〇〇のとおり			
集水及び導水の方法		別図〇〇のとおり				別図〇〇のとおり			
使用時間間隔		連続				連続			
1日当たりの使用時間		24時間				24時間			
使用の季節変動		特になし				特になし			
消耗資材の1日当たりの用途別使用量		リン酸アンモニア 3kg/日				塩素 0.5kg/日			
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	11	7	11	7.8	7.8	6	7.8	7.4
	BOD	500	20	800	30	200	15	200	20
	SS	1,800	30	2,000	50	200	15	200	20
	T-N					30	20	50	30
	T-P					5	2	8	3
	大腸菌群数								
量 (m ³ /日)	210	210	250	250	40	40	50	50	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法		余剰汚泥 ○+/月 〇〇有限会社に委託				余剰汚泥 ○+/月 〇〇有限会社に委託			
排出水の排出方法		排出口の位置:別図〇〇のとおり 排水口の数:1(1)()は雨水専用 排出先:〇〇川				同左			
その他参考となるべき事項		処理対象施設:A-1.2.3							

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 排水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

[記入上の注意]

汚水処理施設の施設番号

当該届出に係る工場又は事業場内の特定施設の汚水処理に係る施設すべてに通し番号を付して、その番号ごとに汚水等の処理の方法を記入してください。

なお、添付すべき工場又は事業場の建物及び特定施設の配置図にそれぞれ対応する通し番号を記入してください。

処理施設の設置場所

当該届出に係る工場又は事業場全体の配置図を添付し、処理施設を明示してください。

設置年月日

使用届の場合、当該汚水処理施設の設置年月日を記入してください。

特定施設の設置の届出及び特定施設の構造等の変更の届出の場合には、記入不要です。

着手予定年月日、完成予定年月日、使用開始予定年月日

当該汚水処理施設の着手、完成、使用開始のそれぞれの予定日を記入してください。

種類及び型式

当該汚水処理施設の種類、型式等を記入し、汚水等処理施設の性能等を記載した書類を添付してください。

例) 設計計算書、施設仕様書、型式適合認定書(浄化槽を設置する場合)、実験成績書等

構造

当該汚水処理施設の構成材料等を記入してください。構造図又はカタログ等を添付してください。

主要寸法

当該汚水処理施設の縦、横、深さ、容量等を単位付きで記入してください。

能力

当該汚水処理施設の時間当たり又は1日当たりの汚水処理能力等を記入してください。

処理の方式

「活性汚泥法」「凝集沈殿法」「電気分解法」等の処理の方式を記入してください。

処理の系統

当該污水处理施設の処理に係る操業系統図（フローシート）を添付してください。

集水及び導入の方法

汚水等をどのようにして污水处理施設に導いているか、その管材や方法等を記入し、集水及び導水系統を配置図に図示してください。

使用時間間隔

当該污水处理施設を使用する時間帯、間隔を記入してください。

1日当たりの使用時間

当該污水处理施設の通常の状態における1日当たりの使用時間を記入してください。

使用の季節変動

当該污水处理施設の使用において季節的変動がある場合その状況を記入してください。

消耗資材の1日当たりの用途別使用量

当該污水处理施設について、汚水等を処理するために必要な消耗資材（中和、凝集、酸化その他の化学反応に供する薬品等）について、1日当たりの使用量を用途別に記入してください。

汚水等の汚染状態及び量

処理される汚水等について、通常水量及び最大水量を処理の前後別に記入するとともに、排水基準が定められている有害物質及び生活環境項目のうち、当該污水处理施設で処理するものについて、通常値及び最大値の水質を処理の前後別に記入してください。

残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法

汚水の処理によって生ずる汚でい等の1月当たり種類別生成量とその処理の方法を具体的に記入し、業者委託にあってはその業者の所在地及び名称を付記してください。

排出水の排出の方法

排水口の位置及び数並びに排出先を記入してください。

その他参考となるべき事項

別紙1、別紙2の特定施設と当該污水处理施設の関係等を記入してください。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		No.1 排水口		No.2 排水口		
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大	
	pH	6.8	7	雨水		
	BOD	20	30			
	SS	30	50			
	T-N	20	30			
	T-P	2	3			
	排水水の量 (m ³ /日)	通常	最大			通常
	250	300				
その他参考と なるべき事項	排水対象 特定施設：A-1、2、3及びE-1 処理施設：B-1及びE-1 排出先：〇〇川					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

[記入上の注意]

工場または事業場における施設番号

工場又は事業場から公共用水域へ排出される、又は排出されることが考えられるすべての排出口（雨水や湧水が流出する口も含む。）に通し番号を付し、その番号ごとに記入してください。

排出水の汚染状態、排出水の量

当該事業場の一般的な操業状態における、当該排出口からの1日当たりの通常及び最大の排出水量並びに排出水の汚染状態を記入してください。

なお、雨水の排水口については「雨水」とし、排出水量等を記入する必要はありません。

排出水の汚染状態の種類・項目の欄は、排水基準が定められている事項のうち、通常排水口から排出されるものや排出されるおそれがあるもの（特定施設において使用等している物質や副生成等により存在すると推定される物質を含む。）について記入してください。

また、県下のほとんどの公共用水域が窒素・磷に係る排水基準の適用地域（玄海海域沿岸の一部を除く。）となっているため、平均排水量 50 m³ /日以上 of 事業場については、全窒素、全磷の項目も記入してください。

その他参考となるべき事項

排水対象となる特定施設及び汚水処理施設の工場又は事業場における施設番号を記入してください。

また、排出先の河川名等を記入してください。

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統	別図〇〇のとおり		
用 途 別 水 使 用 量	用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ /日)
	原料処理	工業用水	200
	洗淨水	上 水	100
	水洗便所	井戸水	50
	生活用水	上 水	50

[記入上の注意]

用水及び排水の系統

当該届出に係る用水及び排水の系統図を添付し、水量の値を記入してください。

用途別用水使用量

「用途」の欄は当該届出に係る工場又は事業場における用水の使用用途（ボイラー用水、原料用水、洗浄水、冷却水等）を記入してください。

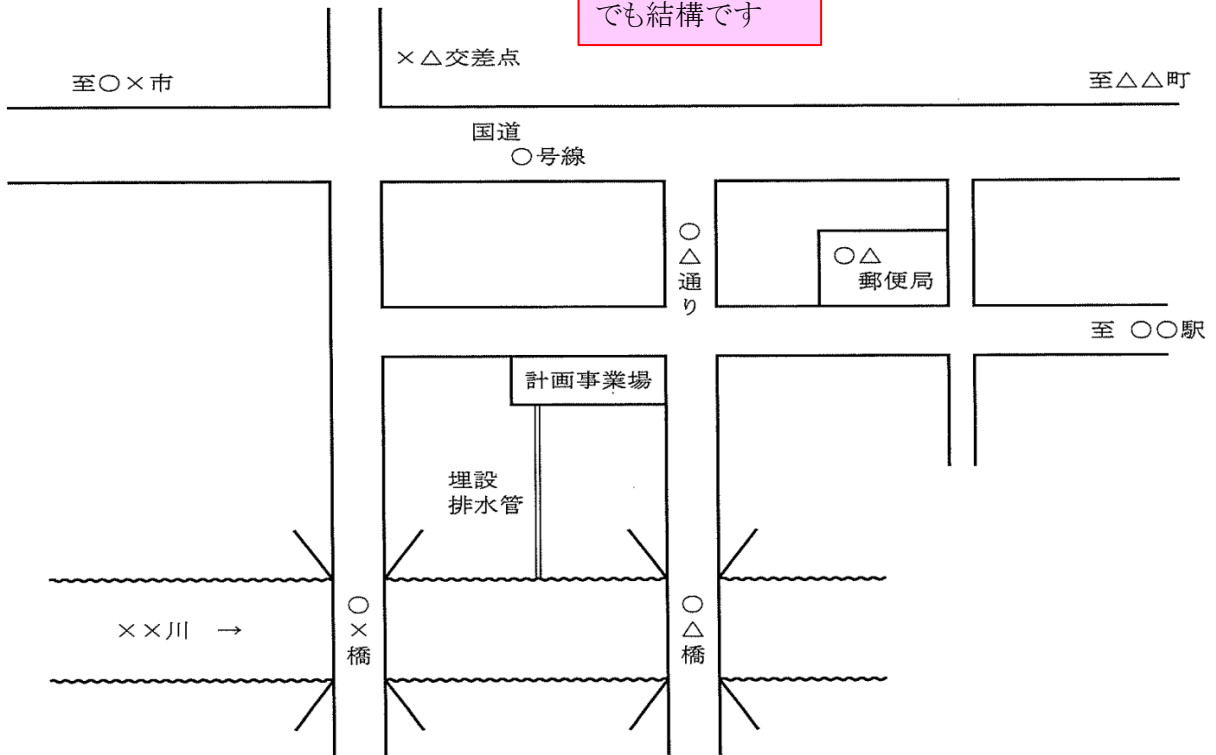
また、「使用水」の欄は、用水の種類（上水道、工業用水、地下水、河川水等）を記入してください。

用水使用量の欄には、当該区分ごとに、1日当たりの通常の用水量を記入してください。

※ 特定施設の構造等変更届出にあつては、変更する事項について変更前と変更後の内容を対照出来るように記載してください。

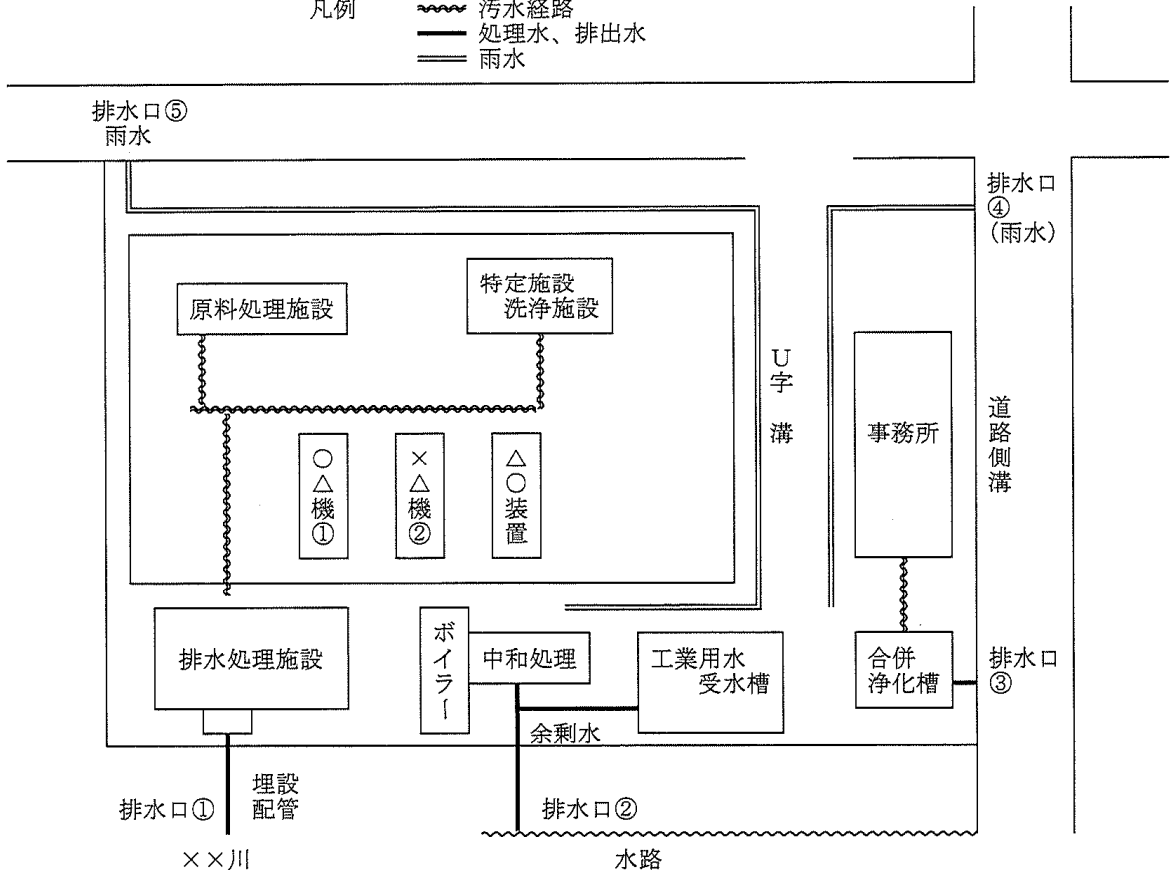
別図1 事業場の位置図（周辺見取図）（例示）

ゼンリン地図などでも結構です

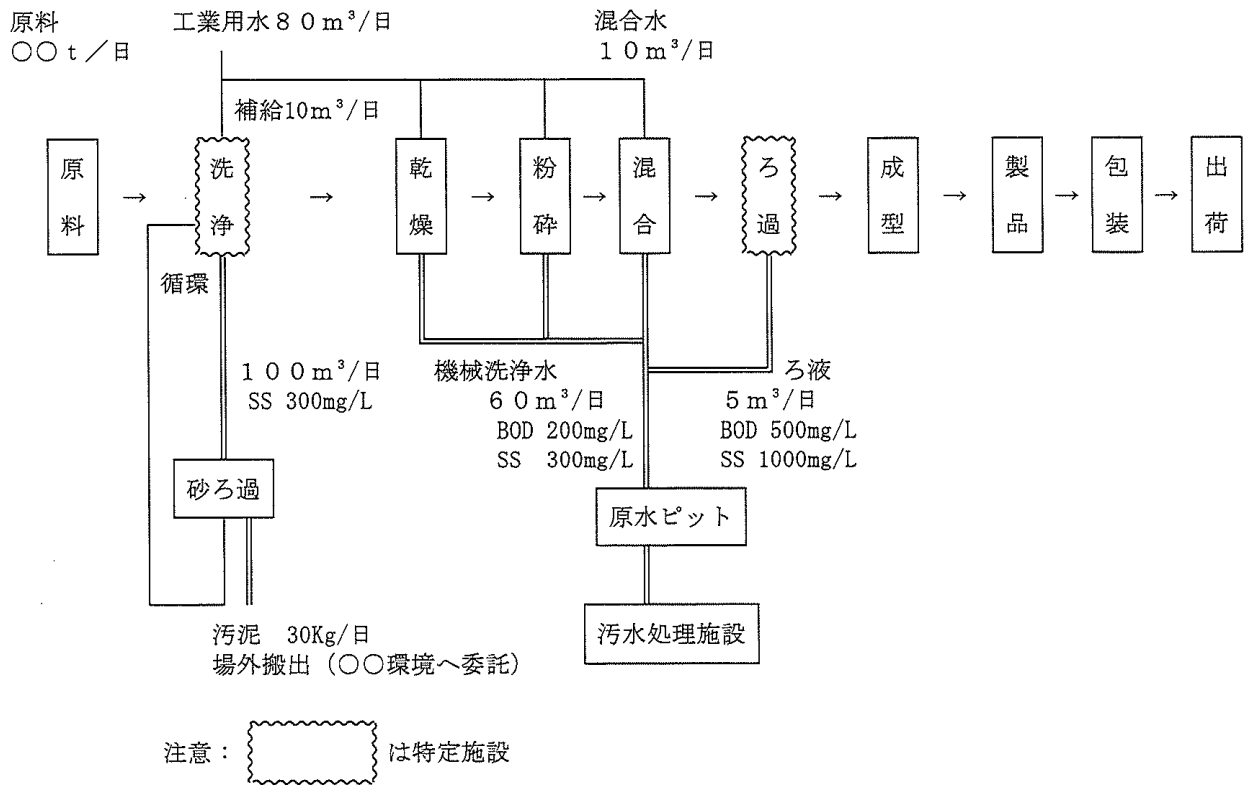


別図2 事業場敷地内の配置図（例示）

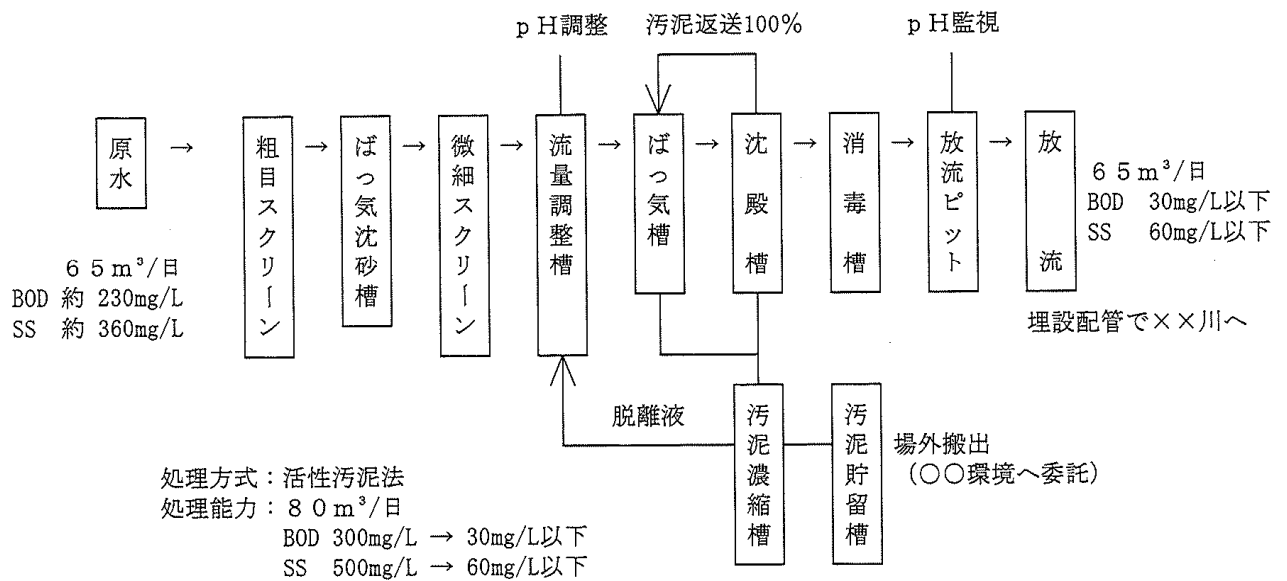
凡例
 ~~~~~ 汚水経路  
 ——— 処理水、排出水  
 = = = 雨水



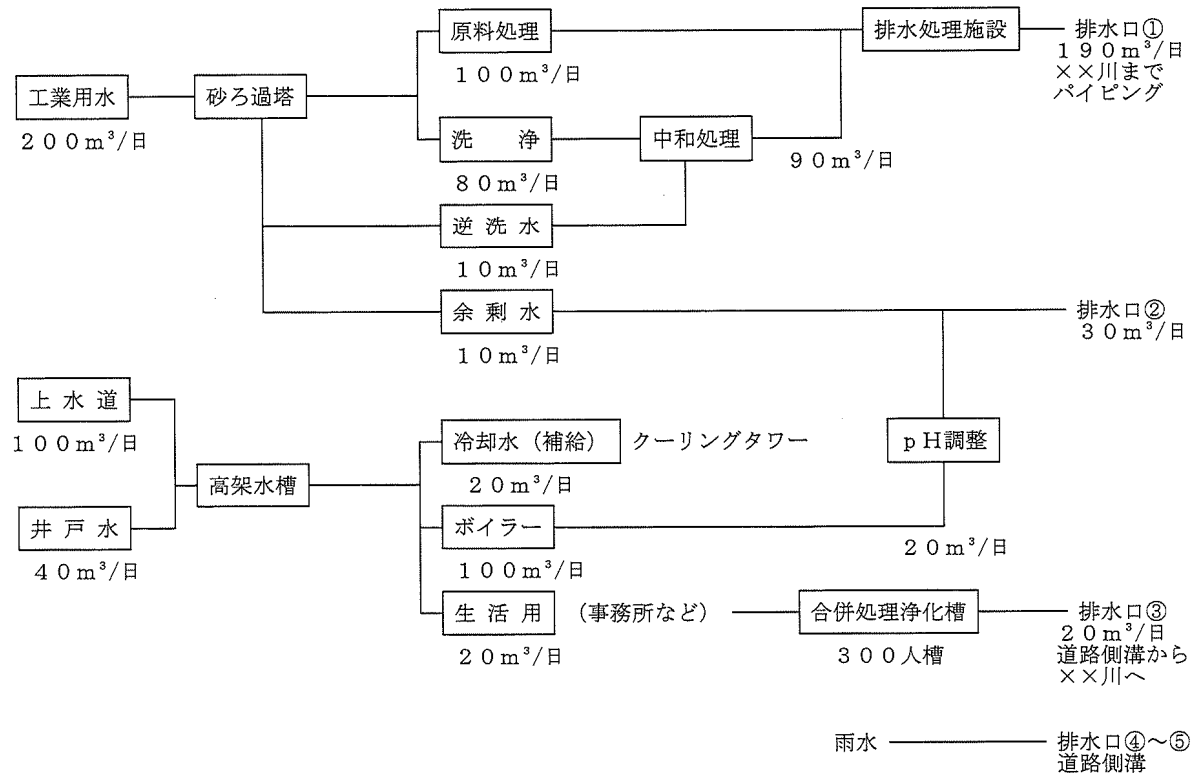
別図 3 特定施設を含む操業の系統図 (例示)



別図 4 汚水等の処理系統図 (例示)



別図 5 用水及び排水の系統図（例示）



## ② 第5条第1項の規定による有害物質使用特定施設の設置届例

(①有害物質使用なしの場合と、様式の変更、追加がある部分のみ掲載しています。)

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設 (~~有害物質貯蔵指定施設~~) 設置 (~~使用、変更~~) 届出書

2012年7月24日

佐賀市長

秀島 敏行 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつてはその代表者の氏名 印

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項 (第6条第1項又は第2項、第7条)~~の規定により、特定施設 (~~有害物質貯蔵指定施設~~) について、次のとおり届け出ます。

|                  |                                 |                                                                  |       |
|------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------|
| 工場又は事業場の名称       | 〇〇株式会社<br>△△事業所                 | ※整理番号                                                            |       |
| 工場又は事業場の所在地      | 〒〇〇〇-〇〇〇〇<br>〇〇市△△1-2-3         | ※受理年月日                                                           | 年 月 日 |
| 第5条第1項関係         | 特定施設の種類の                        | 65 酸又はアルカリによる<br>表面処理施設<br>66 電気めっき施設                            | ※施設番号 |
|                  | 有害物質使用特定施設の該当の有無                | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> | ※審査結果 |
|                  | △特定施設の構造                        | 別紙1のとおり。                                                         | ※備考   |
|                  | △特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)     | 別紙1の2のとおり。                                                       |       |
|                  | △特定施設の使用の方法                     | 別紙2のとおり。                                                         |       |
|                  | △汚水等の処理の方法                      | 別紙3のとおり。                                                         |       |
|                  | △排出水の汚染状態及び量                    | 別紙4のとおり。                                                         |       |
|                  | △排出水の排水系統別の汚染状態及び量              | 別紙5のとおり。                                                         |       |
| △排出水に係る用水及び排水の系統 | 別紙6のとおり。                        |                                                                  |       |
| 第5条第2項関係         | <del>有害物質使用特定施設の種類の</del>       |                                                                  |       |
|                  | <del>△有害物質使用特定施設の構造</del>       | <del>別紙7のとおり。</del>                                              |       |
|                  | <del>△有害物質使用特定施設の使用の方法</del>    | <del>別紙8のとおり。</del>                                              |       |
|                  | <del>△汚水等の処理の方法</del>           | <del>別紙9のとおり。</del>                                              |       |
|                  | <del>△特定地下浸透水の浸透の方法</del>       | <del>別紙10のとおり。</del>                                             |       |
|                  | <del>△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統</del> | <del>別紙11のとおり。</del>                                             |       |

様式第1 (裏面)

|          |                                                                         |                                                                            |  |  |
|----------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 第5条第3項関係 | 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別                                                | <input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設<br><input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設 |  |  |
|          | △有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造                                              | 別紙12のとおり。                                                                  |  |  |
|          | △有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備                                              | 別紙13のとおり。                                                                  |  |  |
|          | △有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法                                           | 別紙14のとおり。                                                                  |  |  |
|          | △施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統 | 別紙15のとおり。                                                                  |  |  |

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

有害物質使用特定施設の場合、別紙2（使用の方法）については、以下の点に留意すること

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。

その他参考となるべき事項の欄には、有害物質使用特定施設の場合において、有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載することが望ましい（届出がなされた特定施設のうち、どの施設が有害物質使用特定施設になるかを把握するため）。なお、有害物質を使用している場合、原材料の欄に記載される場合には、改めて記載する必要はないが、記載されていない場合にはその他参考となるべき事項の欄に記載する。



## 特定施設の構造

|                 |                                      |                                                                          |
|-----------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 工場又は事業場における施設番号 | B-1                                  | B-2                                                                      |
| 特定施設号番号及び名称     | 65 酸又はアルカリによる表面処理施設                  | 66 電気めっき施設                                                               |
| 型式              | 浸漬式<br>(△△△社製 CM-5)                  | 全自動バレル回転式<br>(△△△社製 ZB-A1)                                               |
| 構造              | 鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇のとおり）       | 鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇のとおり）                                           |
| 主要寸法            | 槽寸法<br>・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽             | ・装置全体で 1m×10m×1.5m<br>(各槽の寸法は資料〇のとおり)                                    |
| 能力              | ねじ 3,000個/日                          | ねじ 5,000個/日                                                              |
| 配置              | めっき工場棟1階<br>(配置は、資料〇のとおり)            | めっき工場棟1階<br>(配置は、資料〇のとおり)                                                |
| 設置年月日           | 年月日<br>※使用届の場合に記入。以下同様               | 年月日                                                                      |
| 工事着手予定年月日       | 2012年9月24日                           | 2012年9月24日                                                               |
| 工事完成予定年月日       | 2012年10月1日                           | 2012年10月1日                                                               |
| 使用開始予定年月日       | 2012年10月1日                           | 2012年10月1日                                                               |
| その他参考となるべき事項    | 床面は厚さ100mmのコンクリート<br>周囲には側溝を設け、流出を防止 | 有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。<br>防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。 |

- 備考 1. 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
2. その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の設備

|                 |                                                                                                                                                                                                                              |                                     |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 工場又は事業場における施設番号 | B-1                                                                                                                                                                                                                          | B-2                                 |
| 特定施設号番号及び名称     | 65 酸又はアルカリによる表面処理施設                                                                                                                                                                                                          | 66 電気めっき施設                          |
| 設備              | 地上配管、排水溝、ためます                                                                                                                                                                                                                | 排水溝                                 |
| 構造              | 配管<br>ステンレス製<br>排水溝、ためます<br>コンクリート製、厚さ50mm                                                                                                                                                                                   | コンクリート製、厚さ50mm                      |
| 主要寸法            | 配管<br>直径100mm×30m<br>排水溝<br>幅300mm×深さ200mm×10m<br>ためます<br>500mm×500mm×400mm                                                                                                                                                  | 幅300mm×深さ20mm×3m<br>(途中でB-1の排水溝と合流) |
| 配置              | めっき工場1階<br>(配置は資料〇のとおり)                                                                                                                                                                                                      | めっき工場1階<br>(配置は資料〇のとおり)             |
| 設置年月日           | 年月日                                                                                                                                                                                                                          | 年月日                                 |
| 工事着手予定年月日       | 2012年9月24日                                                                                                                                                                                                                   | 2012年9月24日                          |
| 工事完成予定年月日       | 2012年10月1日                                                                                                                                                                                                                   | 2012年10月1日                          |
| 使用開始予定年月日       | 2012年10月1日                                                                                                                                                                                                                   | 2012年10月1日                          |
| その他参考となるべき事項    | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること                 </div> |                                     |

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること  
 「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること

「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること  
 「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。

有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

※第5条第3項の規定による有害物質使用特定施設の設置届については、佐賀市は全て分流式下水道であり、有害物質使用特定施設設置時は第5条第1項による届出となるため省略。

③第5条第3項の規定による有害物質貯蔵施設の設置届例

様式第1（第3条関係）（表面）

~~特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）設置（~~使用、変更~~）届出書

2012年7月24日

佐賀市長  
秀島 敏行 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつてはその代表者の氏名 印

~~水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

|                  |                                 |                                                       |        |       |
|------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------|--------|-------|
| 工場又は事業場の名称       |                                 | 〇〇株式会社<br>△△事業所                                       | ※整理番号  |       |
| 工場又は事業場の所在地      |                                 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇<br>〇〇市△△1-2-3                               | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 第5条第1項関係         | 特定施設の種類の種類                      |                                                       | ※施設番号  |       |
|                  | 有害物質使用特定施設の該当の有無                | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> | ※審査結果  |       |
|                  | △特定施設の構造                        | 別紙1のとおり。                                              | ※備考    |       |
|                  | △特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）     | 別紙1の2のとおり。                                            |        |       |
|                  | △特定施設の使用の方法                     | 別紙2のとおり。                                              |        |       |
|                  | △汚水等の処理の方法                      | 別紙3のとおり。                                              |        |       |
|                  | △排出水の汚染状態及び量                    | 別紙4のとおり。                                              |        |       |
|                  | △排出水の排水系統別の汚染状態及び量              | 別紙5のとおり。                                              |        |       |
| △排出水に係る用水及び排水の系統 | 別紙6のとおり。                        |                                                       |        |       |
| 第5条第2項関係         | <del>有害物質使用特定施設の種類の種類</del>     |                                                       |        |       |
|                  | <del>△有害物質使用特定施設の構造</del>       | <del>別紙7のとおり。</del>                                   |        |       |
|                  | <del>△有害物質使用特定施設の使用の方法</del>    | <del>別紙8のとおり。</del>                                   |        |       |
|                  | <del>△汚水等の処理の方法</del>           | <del>別紙9のとおり。</del>                                   |        |       |
|                  | <del>△特定地下浸透水の浸透の方法</del>       | <del>別紙10のとおり。</del>                                  |        |       |
|                  | <del>△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統</del> | <del>別紙11のとおり。</del>                                  |        |       |

様式第1 (裏面)

|          |                                                                         |                                                                                       |  |  |
|----------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 第5条第3項関係 | 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別                                                | <input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設<br><input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設 |  |  |
|          | △有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造                                              | 別紙12のとおり。                                                                             |  |  |
|          | △有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備                                              | 別紙13のとおり。                                                                             |  |  |
|          | △有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法                                           | 別紙14のとおり。                                                                             |  |  |
|          | △施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統 | 別紙15のとおり。                                                                             |  |  |

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

別紙 12

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

| 工場又は事業場における施設番号          | A-1 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">化学工場のケース</span>                        | C-1 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">めっき工場のケース</span> |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 | 有害物質貯蔵指定施設                                                                                      | 有害物質貯蔵指定施設                                                                |
| 型 式                      | 貯蔵タンク<br>(〇〇社製 △△)                                                                              | 貯蔵タンク<br>(〇〇社製 △△)                                                        |
| 構 造                      | ステンレス製（構造図は資料〇のとおり）                                                                             | ポリエチレン製（構造図は資料〇のとおり）                                                      |
| 主 要 寸 法                  | 直径1500mm×6000mm×2基                                                                              | 1000mm×1000mm×1500mm×1基                                                   |
| 能 力                      | 貯蔵量 各10000L                                                                                     | 貯蔵量 1500L                                                                 |
| 配 置                      | 化学工場の屋外に設置<br>(配置は、資料〇のとおり)                                                                     | めっき工場の屋外に設置<br>(配置は、資料〇のとおり)                                              |
| 床 面 及 び 周 囲              | 床面は厚さ100mmのコンクリートで、エポキシ樹脂で被覆<br>周囲には防液堤を設け、流出を防止（貯留量〇m <sup>3</sup> ）<br>※防液堤等について、可能な場合には容量を記入 | 床面は厚さ100mmのコンクリート<br>周囲には側溝を設け、流出を防止                                      |
| 設 置 年 月 日                | 年 月 日                                                                                           | 年 月 日                                                                     |
| 工事着手予定年月日                | 2012年9月24日                                                                                      | 2012年9月24日                                                                |
| 工事完成予定年月日                | 2012年10月1日                                                                                      | 2012年10月1日                                                                |
| 使用開始予定年月日                | 2012年10月1日                                                                                      | 2012年10月1日                                                                |
| その他参考となるべき事項             |                                                                                                 |                                                                           |

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

「配置」の欄には、地下に設置されている場合には、その旨記載すること

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

|                          |                                         |                                                                                    |
|--------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 工場又は事業場における施設番号          | A-1                                     | C-1                                                                                |
| 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 | 有害物質貯蔵指定施設                              | 有害物質貯蔵指定施設                                                                         |
| 設備                       | 地上配管、バルブ、フランジ                           | なし                                                                                 |
| 構造                       | ステンレス製                                  | 配管については、<br>地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）<br>などのケースも考えられる。トレンチの<br>場合はトレンチの構造についても記載<br>すること |
| 主要寸法                     | 地上配管 直径200mm×50m<br>バルブ 2箇所<br>フランジ 3箇所 |                                                                                    |
| 配置                       | 化学工場の屋外から化学工場の1階<br>(配置は、資料〇のとおり)       |                                                                                    |
| 設置年月日                    | 年月日                                     | 年月日                                                                                |
| 工事着手予定年月日                | 2012年9月24日                              | 2012年9月24日                                                                         |
| 工事完成予定年月日                | 2012年10月1日                              | 2012年10月1日                                                                         |
| 使用開始予定年月日                | 2012年10月1日                              | 2012年10月1日                                                                         |
| その他参考となるべき事項             |                                         |                                                                                    |

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること  
 「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること

「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること  
 「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。

有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

|                                                     |                               |                            |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------|----------------------------|
| 工場又は事業場における施設番号                                     | A-1                           | C-1                        |
| 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別                            | 有害物質貯蔵指定施設                    | 有害物質貯蔵指定施設                 |
| 設 置 場 所                                             | 化学工場の屋外から化学工場の1階<br>(資料〇のとおり) | めっき工場の屋外に設置<br>(資料〇のとおり)   |
| 操 業 の 系 統                                           | 〇〇反応施設にベンゼンを供給                | 廃液の貯蔵                      |
| 使用時間間隔                                              | 1週間に1回                        | 1日に1回                      |
| 1日当たりの使用時間                                          | 1時間/回                         | 5分/回                       |
| 使用の季節的変動                                            | なし                            | なし                         |
| 原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。) |                               |                            |
| 貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)                      | ベンゼン(〇~〇%)                    | シアンを含む廃液(含有率〇~〇%)          |
| その他参考となるべき事項                                        |                               | 廃液は月〇回の頻度で、産廃として処理を委託している。 |

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。



用水及び排水の系統 (搬入及び搬出の系統)

|                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------|
| <p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統(有害物質使用特定施設の場合に限る。)又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)</p> | <p><b>(化学工場の例)</b><br/> <b>搬入：タンクローリーから供給</b><br/> <b>1週間に1回、1時間</b><br/> <b>搬出：配管をとおり、特定施設である〇〇施設に供給</b><br/> <b>連続供給、1日1000L</b></p> <p><b>(鍍金工場の例)</b><br/> <b>搬入：シアンを含む廃液を1日1回、〇〇を用いて施設に搬入</b><br/> <b>搬出：産業廃棄物処理業者が用意したタンクに、ホースにて搬出</b></p> <p>※必要に応じ搬入及び搬出の系統がわかる図面を添付する</p> |              |                               |
| <p>用途別用水使用量</p>                                                                                               | <p>用 途</p>                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>使 用 水</p> | <p>用水使用量(m<sup>3</sup>/日)</p> |
|                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |                               |
|                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |                               |
|                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |                               |
|                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |                               |
|                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |                               |

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

#### ④ 氏名変更届例

様式第5（第7条関係）

### 氏名等変更届出書

年 月 日

佐賀市長 秀島 敏行 殿

届出者

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

〇〇市〇〇町1-1

〇〇株式会社

代表取締役 佐賀 三郎 印

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

|       |     |             |        |       |
|-------|-----|-------------|--------|-------|
| 変更の内容 | 変更前 | 代表取締役 佐賀 太郎 | ※整理番号  |       |
|       | 変更後 | 代表取締役 佐賀 三郎 | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 変更年月日 |     | 〇〇年〇〇月〇〇日   | ※施設番号  |       |
| 変更の理由 |     | 人事異動のため     | ※備考    |       |

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

## **[記入上の注意]**

届出者の氏名、名称、所在地等に変更があった場合に、変更後 30 日以内に届け出ます。

特定施設の構造・使用の方法等を変更する場合は、変更する 60 日前までに、「特定施設設置（使用、構造等変更）届」による届出が必要です。

## **届出年月日**

佐賀市環境保全課へ届出書を提出する日付を記入してください。

## **届出者**

個人営業にあつては、営業者の住所・氏名等を記入し、押印してください。

法人の場合は、法人名・本社の所在地・代表者氏名等を記入し、代表者印を押印してください。代表権を有しない者が届け出する場合は、代表者の委任状が必要となります。

## **届出内容**

該当しない部分を二重線で抹消し、届出内容を明示してください。

## **変更の内容（変更前）、変更の内容（変更後）**

変更の内容を、変更前・変更後で記入してください。

## **変更年月日**

変更の事実のあった日を記入してください。

## **変更の理由**

変更の理由について、簡潔に記入してください。

⑤ 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届例

様式第6（第7条関係）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

年 月 日

佐賀市長 秀島 敏行 殿

届出者

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

〇〇市〇〇町1-1

〇〇株式会社

代表取締役 佐賀 太郎 印

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

|                       |            |        |       |
|-----------------------|------------|--------|-------|
| 工場又は事業場の名称            | 〇〇株式会社佐賀工場 | ※整理番号  |       |
| 工場又は事業場の所在地           | △△市〇〇町2-2  | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 特定施設の種別               | 10-口 洗浄施設  | ※施設番号  |       |
| 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所 | 別図のとおり     | ※備考    |       |
| 使用廃止年月日               | 〇〇年〇〇月〇〇日  |        |       |
| 使用廃止の理由               | 老朽化のため廃棄   |        |       |

- 備考
- 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
  - 2 ※印の欄には記載しないこと。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

## **[記入上の注意]**

特定施設の使用を廃止した場合に、使用廃止後 30 日以内に届け出ます。

### **届出年月日**

佐賀市環境保全課へ届出書を提出する日付を記入してください。

### **届出者**

個人営業にあつては、営業者の住所・氏名等を記入し、押印してください。

法人の場合は、法人名・本社の所在地・代表者氏名等を記入し、代表者印を押印してください。代表権を有しない者が届け出する場合は、代表者の委任状が必要となります。

### **工場又は事業場の名称、工場又は事業場の所在地**

特定施設を廃止した特定事業場の名称及び所在地を記入してください。

### **特定施設の種類**

使用を廃止した特定施設の種類を、水質汚濁防止法施行令別表第 1（P48～54 表 4 参照）に掲げる号番号及び名称から選んで記入してください。

複数の業種を兼ねる事業場の場合は、該当するもの全てを記入してください。

### **特定施設の設置場所**

使用を廃止した特定施設の場所を明記した図面を添付してください。

### **使用廃止年月日**

特定施設の使用を廃止した日を記入してください。

### **使用廃止の理由**

特定施設の使用を廃止した理由について記入してください。また、特定施設の全部廃止か、一部廃止かを明記してください。

一部廃止の場合は、特定施設の一覧表を添付し、廃止した特定施設を明示してください。

なお、特定施設の一部を廃止したことにより、排水量、排水系統が変更となる場合は、特定施設の構造等変更届出が必要となります。

## ⑥ 承継届例

様式第7（第8条関係）

### 承継届出書

年 月 日

佐賀市長 秀島 敏行 殿

届出者

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

〇〇市〇〇町1-3

〇〇株式会社

代表取締役 福岡 太郎 印

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                       |                            |        |       |           |
|-----------------------|----------------------------|--------|-------|-----------|
| 工場又は事業場の名称            | 〇〇株式会社佐賀工場                 | ※整理番号  |       |           |
| 工場又は事業場の所在地           | △△市〇〇町2-2                  | ※受理年月日 | 年 月 日 |           |
| 特定施設の種別               | 10-口 洗浄施設(2基)<br>72 し尿処理施設 | ※施設番号  |       |           |
| 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所 | 別図のとおり                     | ※備考    |       |           |
| 承継の年月日                | 〇〇年〇〇月〇〇日                  |        |       |           |
| 被承継者                  | 氏名又は名称                     |        |       | □□株式会社    |
|                       | 住所                         |        |       | 〇〇市〇〇町1-1 |
| 承継の原因                 | 合併のため                      |        |       |           |

- 備考
- 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
  - 2 ※印の欄には記載しないこと。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

## **[記入上の注意]**

特定施設を譲り受け、又は借り受けたこと等により、当該特定施設に係る地位を承継した場合に、承継後 30 日以内に届け出ます。

### **届出年月日**

佐賀市環境保全課へ届出書を提出する日付を記入してください。

### **届出者**

特定施設を譲り受け、又は借り受けた事業者について記入してください。

個人営業にあつては、事業者の住所・氏名等を記入し、押印してください。

法人の場合は、法人名・本社の所在地・代表者氏名等を記入し、代表者印を押印してください。代表権を有しない者が届け出する場合は、代表者の委任状が必要となります。

### **工場又は事業場の名称、工場又は事業場の所在地**

譲り受け、又は借り受けた特定事業場の名称及び所在地を記入してください。

### **特定施設の種類**

譲り受け、又は借り受けた特定施設の種類を、水質汚濁防止法施行令別表第 1 (P48～54 表 4 参照) に掲げる号番号及び名称から選んで記入してください。複数の業種を兼ねる事業場の場合は、該当するもの全てを記入してください。

### **特定施設の設置場所**

譲り受け、又は借り受けた特定施設の場所を明記した図面を添付してください。

### **承継の年月日**

特定施設を譲り受け、又は借り受けた日を記入してください。

### **被承継者氏名又は名称、被承継者住所**

特定施設を譲り渡し、又は貸し与えた事業者の氏名又は名称及び住所を記入してください。

### **承継の原因**

譲渡、相続、合併等、承継の理由を記入してください。

⑦ 実施制限期間短縮願の例

実 施 制 限 期 間 短 縮 願

平成 年 月 日

佐賀市長 秀島 敏行 様

住 所

氏 名

印

今般提出しました水質汚濁防止法第 条第 項の規定による届出について、下記理由により、実施制限期間を短縮してくださるようお願いいたします。

記

1 届 出 年 月 日 年 月 日

工事着手予定年月日 年 月 日

短 縮 希 望 日 数 ( 日間)

2 理 由



## Ⅱ 特定施設

次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で令別表第1に定める施設です(P48～P54表4参照)。

1. カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(有害物質<sup>※1</sup>)を含むこと。
2. 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含む)を示す項目(生活環境項目<sup>※2</sup>)に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

\*佐賀県では、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」により、水質汚濁防止法では規定されていない特定施設を規定し、法とは違う排水基準を定めています。これらの特定施設を設置する場合等には県への届出が必要です。

問い合わせ先: 佐賀県くらし環境本部 環境課(25-7774)

佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課(30-1907)

(参考)佐賀県環境の保全と創造に関する条例に規定されている特定施設

| 記号 | 業種                                                  | 施設の名称                                                                |
|----|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| イ  | 木材薬品処理業、合板製造業及びパーティクルボード製造業以外の木材又は木製品の製造業(家具製造業を除く) | 木材はり合わせ施設                                                            |
| ロ  | 紙加工品製造業                                             | 紙はり合わせ施設                                                             |
| ハ  | 出版業及び印刷業                                            | 印刷版洗浄施設                                                              |
| ニ  | 出版業及び印刷業                                            | 印刷版研磨施設                                                              |
| ホ  | 出版業及び印刷業                                            | めっき施設                                                                |
| ヘ  | バッテリー解体業                                            | 廃液処理施設                                                               |
| ト  | 自動車整備業                                              | 車両洗浄施設(自動車分解整備事業の用に供する洗車施設で屋内作業場の総面積が800㎡以上の事業場に係るもの及び自動式車両洗浄施設を除く。) |
| チ  | 自動車整備業                                              | シアンを使用する板金施設                                                         |

表 4 水質汚濁防止法に基づく特定施設一覧（令別表第1）

昭和46年6月24日施行

| 号     | 業種                                   | 施設の名称                                            | 追加施行の日     |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------------------|------------|
| 1     | 鉱業又は水洗炭業                             | イ 選鉱施設                                           |            |
|       |                                      | ロ 選炭施設                                           |            |
|       |                                      | ハ 坑水中和沈でん施設                                      |            |
|       |                                      | ニ 掘削用の泥水分離施設                                     |            |
| 1 - 2 | 畜産農業、サービス業                           | イ 豚房施設（豚房の総面積が50m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。）  | S47.10.1施行 |
|       |                                      | ロ 牛房施設（牛房の総面積が200m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。） | S47.10.1施行 |
|       |                                      | ハ 馬房施設（馬房の総面積が500m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。） | S47.10.1施行 |
| 2     | 畜産食料品製造業                             | イ 原料処理施設                                         |            |
|       |                                      | ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む）                                 |            |
|       |                                      | ハ 湯煮施設                                           |            |
| 3     | 水産食料品製造業                             | イ 水産動物原料処理施設                                     |            |
|       |                                      | ロ 洗浄施設                                           |            |
|       |                                      | ハ 脱水施設                                           |            |
|       |                                      | ニ ろ過施設                                           |            |
|       |                                      | ホ 湯煮施設                                           |            |
| 4     | 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業                 | イ 原料処理施設                                         |            |
|       |                                      | ロ 洗浄施設                                           |            |
|       |                                      | ハ 圧搾施設                                           |            |
|       |                                      | ニ 湯煮施設                                           |            |
| 5     | みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業 | イ 原料処理施設                                         |            |
|       |                                      | ロ 洗浄施設                                           |            |
|       |                                      | ハ 湯煮施設                                           |            |
|       |                                      | ニ 濃縮施設                                           |            |
|       |                                      | ホ 精製施設                                           |            |
|       |                                      | ヘ ろ過施設                                           |            |
| 6     | 小麦粉製造業                               | 洗浄施設                                             |            |
| 7     | 砂糖製造業                                | イ 原料処理施設                                         |            |
|       |                                      | ロ 洗浄施設（流送施設を含む）                                  |            |
|       |                                      | ハ ろ過施設                                           |            |
|       |                                      | ニ 分離施設                                           |            |
|       |                                      | ホ 精製施設                                           |            |
| 8     | パン若しくは菓子の製造業又は製あん業                   | 粗製あんの沈でんそう                                       |            |
| 9     | 米菓製造業又はこうじ製造業                        | 洗米機                                              |            |
| 10    | 飲料製造業                                | イ 原料処理施設                                         |            |
|       |                                      | ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む）                                 |            |
|       |                                      | ハ 搾汁施設                                           |            |
|       |                                      | ニ ろ過施設                                           |            |
|       |                                      | ホ 湯煮施設                                           |            |
|       |                                      | ヘ 蒸留施設                                           |            |
| 11    | 動物系飼料又は有機質肥料の製造業                     | イ 原料処理施設                                         |            |
|       |                                      | ロ 洗浄施設                                           |            |
|       |                                      | ハ 圧搾施設                                           |            |
|       |                                      | ニ 真空濃縮施設                                         |            |
|       |                                      | ホ 水洗式脱臭施設                                        |            |
| 12    | 動植物油脂製造業                             | イ 原料処理施設                                         |            |
|       |                                      | ロ 洗浄施設                                           |            |
|       |                                      | ハ 圧搾施設                                           |            |
|       |                                      | ニ 分離施設                                           |            |
| 13    | イースト製造業                              | イ 原料処理施設                                         |            |
|       |                                      | ロ 洗浄施設                                           |            |
|       |                                      | ハ 分離施設                                           |            |
| 14    | でん粉又は化工でん粉の製造業                       | イ 原料浸せき施設                                        |            |
|       |                                      | ロ 洗浄施設（流送施設を含む）                                  |            |
|       |                                      | ハ 分離施設                                           |            |
|       |                                      | ニ 渋だめ及びこれに類する施設                                  |            |

|        |                         |        |                         |               |
|--------|-------------------------|--------|-------------------------|---------------|
| 15     | ぶどう糖又は水あめの製造業           | イ      | 原料処理施設                  |               |
|        |                         | ロ      | ろ過施設                    |               |
|        |                         | ハ      | 精製施設                    |               |
| 16     | 麺類製造業                   |        | 湯煮施設                    |               |
| 17     | 豆腐又は煮豆の製造業              |        | 湯煮施設                    |               |
| 18     | インスタントコーヒー製造            |        | 抽出施設                    |               |
| 18 - 2 | 冷凍調理食品製造業               | イ      | 原料処理施設                  | S57. 1. 1 施行  |
|        |                         | ロ      | 湯煮施設                    | S57. 1. 1 施行  |
|        |                         | ハ      | 洗浄施設                    | S57. 1. 1 施行  |
| 18 - 3 | たばこ製造業                  | イ      | 水洗式脱臭施設                 | S57. 1. 1 施行  |
|        |                         | ロ      | 洗浄施設                    | S57. 1. 1 施行  |
| 19     | 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業    | イ      | まゆ湯煮施設                  |               |
|        |                         | ロ      | 副蚕処理施設                  |               |
|        |                         | ハ      | 原料浸せき施設                 |               |
|        |                         | ニ      | 精練機及び精練そう               |               |
|        |                         | ホ      | シルケット機                  |               |
|        |                         | ヘ      | 漂白機及び漂白そう               |               |
|        |                         | ト      | 染色施設                    |               |
|        |                         | チ      | 薬液浸透施設                  |               |
|        |                         | リ      | のり抜き施設                  | S49. 12. 1 施行 |
| 20     | 洗毛業                     | イ      | 洗毛施設                    |               |
|        |                         | ロ      | 洗化炭施設                   |               |
| 21     | 化学繊維製造業                 | イ      | 湿式紡糸施設                  |               |
|        |                         | ロ      | リンター又は未精練繊維の薬液処理施設      |               |
|        |                         | ハ      | 原料回収施設                  |               |
| 21 - 2 | 一般製材業又は木材チップ製造業         |        | 湿式バーカー                  | S57. 1. 1 施行  |
| 21 - 3 | 合板製造業                   |        | 接着機洗浄施設                 | S57. 1. 1 施行  |
| 21 - 4 | パーティクルボード製造業            | イ      | 湿式バーカー                  | S57. 1. 1 施行  |
|        |                         | ロ      | 接着機洗浄施設                 | S57. 1. 1 施行  |
| 22     | 木材薬品処理業                 | イ      | 湿式バーカー                  |               |
|        |                         | ロ      | 薬液浸透施設                  |               |
| 23     | パルプ、紙又は紙加工品の製造業         | イ      | 原料浸せき施設                 |               |
|        |                         | ロ      | 湿式バーカー                  |               |
|        |                         | ハ      | 碎木機                     |               |
|        |                         | ニ      | 蒸解施設                    |               |
|        |                         | ホ      | 蒸解廃液濃縮施設                |               |
|        |                         | ヘ      | チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設        |               |
|        |                         | ト      | 漂白施設                    |               |
|        |                         | チ      | 抄紙施設(抄造施設を含む)           |               |
|        |                         | リ      | セロハン製膜施設                |               |
|        |                         | ヌ      | 湿式繊維板成型施設               |               |
|        |                         | ル      | 廃ガス洗浄施設                 |               |
|        |                         | 23 - 2 | 新聞業、出版業、印刷業又は製版業        | イ             |
| ロ      | 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設        |        |                         | S57. 1. 1 施行  |
| 24     | 化学肥料製造業                 | イ      | ろ過施設                    |               |
|        |                         | ロ      | 分離施設                    |               |
|        |                         | ハ      | 水洗式破碎施設                 |               |
|        |                         | ニ      | 廃ガス洗浄施設                 |               |
|        |                         | ホ      | 湿式集じん機                  |               |
| 25     | 削除                      |        |                         | H29. 8. 16 施行 |
| 26     | 無機顔料製造業                 | イ      | 洗浄施設                    |               |
|        |                         | ロ      | ろ過施設                    |               |
|        |                         | ハ      | カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 |               |
|        |                         | ニ      | 群青製造施設のうち、水洗式分別施設       |               |
|        |                         | ホ      | 廃ガス洗浄施設                 |               |
| 27     | 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業 | イ      | ろ過施設                    |               |
|        |                         | ロ      | 遠心分離機                   |               |
|        |                         | ハ      | 硫酸製造施設の亜硫酸ガス冷却洗浄施設      |               |
|        |                         | ニ      | 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 |               |
|        |                         | ホ      | 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設     |               |
|        |                         | ヘ      | 青酸製造施設のうち、反応施設          |               |

|    |                                                                                                    |   |                                                     |  |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------|--|
|    |                                                                                                    | ト | よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設                              |  |
|    |                                                                                                    | チ | 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設                                |  |
|    |                                                                                                    | リ | バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設                              |  |
|    |                                                                                                    | ヌ | 廃ガス洗浄施設                                             |  |
|    |                                                                                                    | ル | 湿式集じん施設                                             |  |
| 28 | カーバイト法アセチレン誘導品製造業                                                                                  | イ | 湿式アセチレンガス発生施設                                       |  |
|    |                                                                                                    | ロ | 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設                            |  |
|    |                                                                                                    | ハ | ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設                      |  |
|    |                                                                                                    | ニ | アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設                               |  |
|    |                                                                                                    | ホ | 塩化ビニルモノマー洗浄施設                                       |  |
|    |                                                                                                    | ヘ | クロプレンモノマー洗浄施設                                       |  |
| 29 | コーラル製品製造業                                                                                          | イ | ベンゼン類硫酸洗浄施設                                         |  |
|    |                                                                                                    | ロ | 静置分離器                                               |  |
|    |                                                                                                    | ハ | タール酸ソーダ硫酸分解施設                                       |  |
| 30 | 発酵工業(第5号、第10号、第13号に掲げる事業を除く)                                                                       | イ | 原料処理施設                                              |  |
|    |                                                                                                    | ロ | 蒸留施設                                                |  |
|    |                                                                                                    | ハ | 遠心分離機                                               |  |
|    |                                                                                                    | ニ | ろ過施設                                                |  |
| 31 | メタン誘導品製造業                                                                                          | イ | メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設                        |  |
|    |                                                                                                    | ロ | ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設                                |  |
|    |                                                                                                    | ハ | フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設                             |  |
| 32 | 有機顔料又は合成染料の製造業                                                                                     | イ | ろ過施設                                                |  |
|    |                                                                                                    | ロ | 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設                              |  |
|    |                                                                                                    | ハ | 遠心分離機                                               |  |
|    |                                                                                                    | ニ | 廃ガス洗浄施設                                             |  |
| 33 | 合成樹脂製造業                                                                                            | イ | 縮合反応施設                                              |  |
|    |                                                                                                    | ロ | 水洗施設                                                |  |
|    |                                                                                                    | ハ | 遠心分離機                                               |  |
|    |                                                                                                    | ニ | 静置分離器                                               |  |
|    |                                                                                                    | ホ | 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設                          |  |
|    |                                                                                                    | ヘ | ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設                               |  |
|    |                                                                                                    | ト | 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設                     |  |
|    |                                                                                                    | チ | ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設                                |  |
|    |                                                                                                    | リ | 廃ガス洗浄施設                                             |  |
|    |                                                                                                    | ヌ | 湿式集じん施設                                             |  |
| 34 | 合成ゴム製造業                                                                                            | イ | ろ過施設                                                |  |
|    |                                                                                                    | ロ | 脱水施設                                                |  |
|    |                                                                                                    | ハ | 水洗施設                                                |  |
|    |                                                                                                    | ニ | ラテックス濃縮施設                                           |  |
|    |                                                                                                    | ホ | スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器  |  |
| 35 | 有機ゴム薬品製造業                                                                                          | イ | 蒸留施設                                                |  |
|    |                                                                                                    | ロ | 分離施設                                                |  |
|    |                                                                                                    | ハ | 廃ガス洗浄施設                                             |  |
| 36 | 合成洗剤製造業                                                                                            | イ | 廃酸分離施設                                              |  |
|    |                                                                                                    | ロ | 廃ガス洗浄施設                                             |  |
|    |                                                                                                    | ハ | 湿式集じん施設                                             |  |
| 37 | 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。) | イ | 洗浄施設                                                |  |
|    |                                                                                                    | ロ | 分離施設                                                |  |
|    |                                                                                                    | ハ | ろ過施設                                                |  |
|    |                                                                                                    | ニ | アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設                          |  |
|    |                                                                                                    | ホ | アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 |  |
|    |                                                                                                    | ヘ | アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設                      |  |

|        |                                                                           |   |                                                 |             |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------|-------------|
|        |                                                                           | ト | イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設                 |             |
|        |                                                                           | チ | エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設          |             |
|        |                                                                           | リ | 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 |             |
|        |                                                                           | ヌ | シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設                  |             |
|        |                                                                           | ル | トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設           |             |
|        |                                                                           | オ | ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設   |             |
|        |                                                                           | ワ | プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器                      |             |
|        |                                                                           | カ | メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設                        |             |
|        |                                                                           | ヨ | メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設       |             |
|        |                                                                           | タ | 廃ガス洗浄施設                                         |             |
| 38     | 石けん製造業                                                                    | イ | 原料精製施設                                          |             |
|        |                                                                           | ロ | 塩析施設                                            |             |
| 38 - 2 | 界面活性剤製造業                                                                  |   | 反応施設（1,4-ジオキサソランが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く）      | H24.5.25 施行 |
| 39     | 硬化油製造業                                                                    | イ | 脱酸施設                                            |             |
|        |                                                                           | ロ | 脱臭施設                                            |             |
| 40     | 脂肪酸製造業                                                                    |   | 蒸留施設                                            |             |
| 41     | 香料製造業                                                                     | イ | 洗浄施設                                            |             |
|        |                                                                           | ロ | 抽出施設                                            |             |
| 42     | ゼラチン又はにかわの製造業                                                             | イ | 原料処理施設                                          |             |
|        |                                                                           | ロ | 石灰づけ施設                                          |             |
|        |                                                                           | ハ | 洗浄施設                                            |             |
| 43     | 写真感光材料製造業                                                                 |   | 感光剤洗浄施設                                         |             |
| 44     | 天然樹脂製品製造業                                                                 | イ | 原料処理施設                                          |             |
|        |                                                                           | ロ | 脱水施設                                            |             |
| 45     | 木材化学工業                                                                    |   | フルフラール蒸留施設                                      |             |
| 46     | 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業                                            | イ | 水洗施設                                            |             |
|        |                                                                           | ロ | ろ過施設                                            |             |
|        |                                                                           | ハ | ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設                               |             |
|        |                                                                           | ニ | 廃ガス洗浄施設                                         |             |
| 47     | 医薬品製造業                                                                    | イ | 動物原料処理施設                                        |             |
|        |                                                                           | ロ | ろ過施設                                            |             |
|        |                                                                           | ハ | 分離施設                                            |             |
|        |                                                                           | ニ | 混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）         |             |
|        |                                                                           | ホ | 廃ガス洗浄施設                                         |             |
| 48     | 火薬製造業                                                                     |   | 洗浄施設                                            |             |
| 49     | 農薬製造業                                                                     |   | 混合施設                                            |             |
| 50     | 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業                                                    |   | 試薬製造施設                                          |             |
| 51     | 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）                                                         | イ | 脱塩施設                                            |             |
|        |                                                                           | ロ | 原油常圧蒸留施設                                        |             |
|        |                                                                           | ハ | 脱硫施設                                            |             |
|        |                                                                           | ニ | 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設                                 |             |
|        |                                                                           | ホ | 潤滑油洗浄施設                                         |             |
| 51 - 2 | 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業 |   | 直接加硫施設                                          | S57.1.1 施行  |
| 51 - 3 | 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業                               |   | ラテックス成型型洗浄施設                                    | S57.1.1 施行  |

|        |                                                                                                                                                                                                         |   |                                                                           |               |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 52     | 皮革製造業                                                                                                                                                                                                   | イ | 洗浄施設                                                                      |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ロ | 石灰づけ施設                                                                    |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ハ | タンニンづけ施設                                                                  |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ニ | クロム浴施設                                                                    |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ホ | 染色施設                                                                      |               |
| 53     | ガラス又はガラス製品の製造業                                                                                                                                                                                          | イ | 研磨洗浄施設                                                                    |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ロ | 廃ガス洗浄施設                                                                   |               |
| 54     | セメント製品製造業                                                                                                                                                                                               | イ | 抄造施設                                                                      |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ロ | 成型機                                                                       |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ハ | 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）                                                         |               |
| 55     | 生コンクリート製造業                                                                                                                                                                                              |   | バッチャープラント                                                                 |               |
| 56     | 有機質砂かべ材製造業                                                                                                                                                                                              |   | 混合施設                                                                      |               |
| 57     | 人造黒鉛電極製造業                                                                                                                                                                                               |   | 成型施設                                                                      |               |
| 58     | 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製                                                                                                                                                                                      | イ | 水洗式破碎施設                                                                   |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ロ | 水洗式分別施設                                                                   |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ハ | 酸処理施設                                                                     |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ニ | 脱水施設                                                                      |               |
| 59     | 砕石業                                                                                                                                                                                                     | イ | 水洗式破碎施設                                                                   |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ロ | 水洗式分別施設                                                                   |               |
| 60     | 砂利採取業                                                                                                                                                                                                   |   | 水洗式分別施設                                                                   |               |
| 61     | 鉄鋼業                                                                                                                                                                                                     | イ | タール及びガス液分離施設                                                              |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ロ | ガス冷却洗浄施設                                                                  |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ハ | 圧延施設                                                                      |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ニ | 焼入れ施設                                                                     |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ホ | 湿式集じん施設                                                                   |               |
| 62     | 非鉄金属製造業                                                                                                                                                                                                 | イ | 還元そう                                                                      |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ロ | 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）                                                         |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ハ | 焼入れ施設                                                                     |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ニ | 水銀精製施設                                                                    |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ホ | 廃ガス洗浄施設                                                                   |               |
| ヘ      | 湿式集じん施設                                                                                                                                                                                                 |   |                                                                           |               |
| 63     | 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）                                                                                                                                                                             | イ | 焼入れ施設                                                                     |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ロ | 電解式洗浄施設                                                                   |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ハ | カドミウム電極又は鉛電極の化成施設                                                         |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ニ | 水銀精製施設                                                                    |               |
| ホ      | 廃ガス洗浄施設                                                                                                                                                                                                 |   |                                                                           |               |
| 63 - 2 | 空きびん卸売業                                                                                                                                                                                                 |   | 自動式洗びん施設                                                                  | S57. 1. 1 施行  |
| 63 - 3 | 石炭火力発電所                                                                                                                                                                                                 |   | 廃ガス洗浄施設                                                                   | H13. 7. 1 施行  |
| 64     | ガス供給業又はコークス製造業                                                                                                                                                                                          | イ | タール及びガス液分離施設                                                              |               |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ロ | ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）                                                     |               |
| 64 - 2 | 水道施設（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり10,000m <sup>3</sup> 未満の事業場に係るものを除く。） | イ | 沈でん施設                                                                     | S51. 6. 1 施行  |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ロ | ろ過施設                                                                      | S51. 6. 1 施行  |
| 65     |                                                                                                                                                                                                         |   | 酸又はアルカリによる表面処理施設                                                          |               |
| 66     |                                                                                                                                                                                                         |   | 電気めっき施設                                                                   |               |
| 66 - 2 |                                                                                                                                                                                                         |   | エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンとの混合施設（前各号に該当するものを除く。）                                | H24. 5. 25 施行 |
| 66 - 3 | 旅館業（下宿営業を除く。）                                                                                                                                                                                           | イ | ちゅう房施設                                                                    | S49. 12. 1 施行 |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ロ | 洗濯施設                                                                      | S49. 12. 1 施行 |
|        |                                                                                                                                                                                                         | ハ | 入浴施設                                                                      | S49. 12. 1 施行 |
| 66 - 4 | 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）                                                                                                                                                           |   | ちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。） | S63. 10. 1 施行 |
| 66 - 5 | 弁当仕出屋又は弁当製造業                                                                                                                                                                                            |   | ちゅう房施設（総床面積が360m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。）                            | S63. 10. 1 施行 |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                |             |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------|
| 66 - 6 | 飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ちゅう房施設(総床面積が420m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)                 | S63.10.1 施行 |
| 66 - 7 | そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ちゅう房施設(総床面積が630m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)                 | S63.10.1 施行 |
| 66 - 8 | 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ちゅう房施設(総床面積が1,500m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)               | S63.10.1 施行 |
| 67     | 洗濯業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 洗浄施設                                                           |             |
| 68     | 写真現像業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 自動式フィルム現像洗浄施設                                                  |             |
| 68 - 2 | 病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | イ ちゅう房施設                                                       | S54.5.10 施行 |
|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ロ 洗浄施設                                                         | S54.5.10 施行 |
|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ハ 入浴施設                                                         | S54.5.10 施行 |
| 69     | と畜業又は死亡獣畜取扱業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 解体施設                                                           |             |
| 69 - 2 | 中央卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規定するものをいう。)(水産物に係るものに限る。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | イ 卸売場                                                          | S51.6.1 施行  |
|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ロ 仲卸売場                                                         | S51.6.1 施行  |
| 69 - 3 | 地方卸売市場(卸売市場法第二条第四項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和四十六年政令第二百二十一号)第二条第二号に規定するものを除く。)(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)                                                                                                                                                                                                                                                                                      | イ 卸売場                                                          | S57.7.1 施行  |
|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ロ 仲卸売場                                                         | S57.7.1 施行  |
| 70     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十四号に規定するものをいう。) |             |
| 70 - 2 | 自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 洗車施設(屋内作業場の総面積が800m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)    | S57.1.1 施行  |
| 71     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 自動式車両洗浄施設                                                      |             |
| 71 - 2 | 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの<br>1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)<br>2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)<br>3 学術機関(人文科学のみに係るものを除く。)(又は製品の製造若しくは技術の改良、考察若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。))<br>4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、職員訓練施設又は職業訓練施設<br>5 保健所<br>6 検疫所<br>7 動物検疫所<br>8 植物検疫所<br>9 家畜保健衛生所<br>10 検査業に属する事業場<br>11 商品検査業に属する事業場<br>12 臨床検査業に属する事業場<br>13 犯罪鑑識施設 | イ 洗浄施設                                                         | S49.12.1 施行 |
|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ロ 焼入れ施設                                                        | S49.12.1 施行 |

|        |                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                              |
|--------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 71 - 3 | 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。） | 焼却施設                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | S54. 12. 1 施行                |
| 71 - 4 | 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）                | <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの</p> <p>1 汚泥の脱水施設であって、一日当たりの処理能力が10m<sup>3</sup>を超えるもの</p> <p>3 汚泥（PCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 一日当たりの処理能力が5m<sup>3</sup>を超えるもの</p> <p>ロ 一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの</p> <p>ハ 火格子面積が2m<sup>2</sup>以上のもの</p> <p>4 廃油の油水分離施設であって、一日当たりの処理能力が10m<sup>3</sup>を超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>5 廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>イ 一日当たりの処理能力が1m<sup>3</sup>を超えるもの</p> <p>ロ 一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの</p> <p>ハ 火格子面積が2m<sup>2</sup>以上のもの</p> <p>6 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、一日当たりの処理能力が50m<sup>3</sup>を超えるもの</p> <p>8 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 一日当たりの処理能力が100kgを超えるもの</p> <p>ロ 火格子面積が2m<sup>2</sup>以上のもの</p> <p>11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</p> <p>ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設</p> <p>12 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設</p> <p>12の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設</p> <p>13 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設</p> | S57. 1. 1 施行                 |
| 71 - 5 |                                                              | トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | H3. 10. 1 施行<br>H12. 3. 1 追加 |
| 71 - 6 |                                                              | トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | H3. 10. 1 施行<br>H12. 3. 1 追加 |
| 72     |                                                              | し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二号第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                              |
| 73     |                                                              | 下水道終末処理施設                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                              |
| 74     |                                                              | 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                              |

\* 追加施行日の空白は、法施行時（S46. 6. 24）の特定施設です。



### Ⅲ 有害物質貯蔵指定施設

「有害物質貯蔵指定施設」とは、**有害物質を含む液体を貯蔵する施設**のことで、平成24年6月の改正水質汚濁防止法の施行により、これらの施設についても設置等をしようとする場合には届出が必要になりました。

#### <解説>

- ・「有害物質を含む液体」とは、法に定める検出下限値以上の濃度で含まれることを指します。  
また、貯蔵時に液体であり、かつ液体で漏洩するおそれのあるものを指します。  
(例) 常温常圧で気化する液化アンモニア等は、「有害物質を含む液体」には該当しません。
- ・不純物として非意図的に有害物質が含まれるものの貯蔵は、ここでいう「貯蔵」には該当しません。  
(例) ガソリントank(ベンゼンが不純物として含まれるが、ベンゼンそのものを貯蔵することが目的ではない。)
- ・ドラム缶や試薬ビン等、移動を前提とした容器は、「施設」には該当しません。  
(ただし、ドラム缶等であっても、配管を接続するなどして一定期間固定して使用する場合は施設に該当します。)  
(例) 使用済みPCB重電機器は、「有害物質貯蔵指定施設」には該当しません。
- ・生産工程や処理工程、若しくは排水経路に一体として組み込まれている等、有害物質の貯蔵を目的としない施設は、「有害物質貯蔵指定施設」に該当しません。

お問い合わせ先及び届出窓口

佐賀市 環境保全課 環境保全係

〒849-0917

佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563 番地 1

(旧清掃センター 2階)

電話：0952-30-2436

FAX：0952-30-2439